

2025 年 9 月

発行登録追補目論見書

(契約締結前交付書面及び)
(無登録格付に関する説明書を含む)



バークレイズ・バンク・ピーエルシー

バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2028年10月31日満期
トルコ・リラ建ゼロクーポン社債

— 売 出 人 —

Jトラストグローバル証券株式会社

(注) 発行会社は、令和 7 年 9 月 30 日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2028 年 10 月 30 日満期 円建て 固定利付コーラブル社債」の売出しについて、令和 7 年 9 月 30 日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2030 年 10 月 30 日満期 円建て 固定利付コーラブル社債」の売出しについて、令和 7 年 9 月 30 日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2028 年 10 月 30 日満期 米国株式指数連動満期時ボーナスクーポン条項付 円建て社債 (愛称: US スマート・リンク)」の売出しについて、また、令和 7 年 9 月 30 日付で「バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2030 年 10 月 30 日満期 米国株式指数連動満期時ボーナスクーポン条項付 円建て社債 (愛称: US スマート・リンク)」の売出しについて、それぞれ訂正発行登録書を関東財務局長に提出しております。当該各社債の売出しに係る発行登録目論見書は、この発行登録追補目論見書とは別に作成及び交付されますので、当該各社債の内容はこの発行登録追補目論見書には記載されておられません。

1. 本社債は、1933 年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーション S により定義された意味を有しております。

The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the “Securities Act”), and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

2. 本社債の元金はトルコ・リラで支払われますので、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。
3. この特記事項の直後に挿入される本社債に関する契約締結前交付書面及び「無登録格付に関する説明書」と題する書面は、本社債の売出人である J トラストグローバル証券株式会社の作成に係るものであり、発行登録追補目論見書の一部を構成するものではありません。

外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよく読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。

○外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- 外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- 外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生ずるおそれがあります

- 外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生ずる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- 金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- 外貨建て債券は、為替相場（円貨と外貨の交換比率）が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生ずるおそれがあります。
- 通貨の交換に制限が付されている場合は、元利金を円貨へ交換することや送金ができない場合があります。

債券の発行者または元利金の支払の保証者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生ずるおそれがあります

- 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生ずる場合があります。
- 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

- 外貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞っ

たり、支払不能が生ずるリスクの程度はより高いと言えます。

- 主要な格付会社により「投機的要素が強い」とされる格付（投資不適格格付）がなされている債券（投資不適格格付債券）については、当該発行体または本債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、償還金や利子の支払いが滞る、支払不能が生じるリスクの程度が、投資適格格付等のより上位の格付けを付与された債券と比べより高いと言えます。

債券の発行者等または当該通貨等の帰属する国や地域の政治および経済状況の変化、法令・規制の変更などによって損失が生じるおそれがあります

- 外貨建て債券の発行者、保証会社もしくは当該通貨等の帰属する国や地域、または取引市場の帰属する国や地域の政治・経済・社会情勢の変化および法令・規制等の変更やそれらに関する外部評価の変化、天変地異等により、外貨建て債券の価格が変動することによって損失が生じるおそれや、売買や受渡が制限される、あるいは不能になるおそれがあります。また、通貨不安等により大幅な為替変動が起こり、円貨への交換が制限される、あるいはできなくなるおそれがあります。
- 一般に、新興国については、先進国に比べて上記のリスクの程度はより高いと言えます。

外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ（<https://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>）に掲載している外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・ 外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する外貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子（為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・ 外貨建て債券の譲渡益および償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡損益および償還損益は、上場株式等の利子、配当および譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・ 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）について

は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。

- ・ 国外で発行される外貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・ 振替債（我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。）である外貨建て債券は、その償還日又は利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。また、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ 国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

当社の概要

商 号 等	Ｊトラストグローバル証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 35 号
本店所在地	〒150-6007 東京都渋谷区恵比寿 4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー7 階
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資 本 金	30 億円
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	2006 年 9 月
連 絡 先	03-4560-0233（コンプライアンス統括部）又はお取引のある支店にご連絡ください。

以上

（2025 年 5 月 19 日）

無登録格付に関する説明書 **(ムーディーズ・レーティングス)**

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・レーティングス

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社
(金融庁長官（格付）第2号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のウェブサイト (<https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news>) の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」の欄に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・レーティングス（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、2024 年 7 月 1 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

無登録格付に関する説明書

(S&P グローバル・レーティング)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P・グローバル・レーティング・ジャパン株式会社
(金融庁長官（格付）第5号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ
(<http://www.spglobal.co.jp/ratings>) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」
(<http://www.spglobal.co.jp/unregistered>) に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものではなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティーの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、2024 年 7 月 1 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

無登録格付に関する説明書

(フィッチ・レーティングス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社
（金融庁長官（格付）第7号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.com/ja>）の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、2024年7月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

【表紙】
【発行登録追補書類番号】 7-外 1-13

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和 7 年 9 月 30 日

【会社名】 バークレイズ・バンク・ピーエルシー
(Barclays Bank PLC)

【代表者の役職氏名】 最高財務責任者
(Chief Financial Officer)
アウノイ・バナジー
(Aunoy Banerjee)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 樋 口 航

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 津 江 紘 輝
同 松 本 健
同 隈 大 希
同 工 藤 和 樹
同 中 島 庸 元
同 松 岡 亮太郎
同 新 田 栄 光
同 氏 家 真
同 春 田 晟
同 安 井 優 介

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 70,000,000 トルコ・リラ（日本円換算額 252,700,000 円）

（上記日本円換算額は 1 トルコ・リラ＝3.61 円の換算率（2025 年 9 月 26 日現在の株式会社三菱 UFJ 銀行の対顧客電信売買相場の仲値）による。）

【発行登録書の内容】

提出日	令和7年7月30日
効力発生日	令和7年8月7日
有効期限	令和9年8月6日
発行登録番号	7-外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 15,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
7-外1-1	令和7年8月22日	840,000,000円	該当なし。	
7-外1-2	令和7年8月22日	1,563,000,000円		
7-外1-3	令和7年8月22日	648,000,000円		
7-外1-4	令和7年8月22日	131,000,000円		
7-外1-5	令和7年8月22日	356,000,000円		
7-外1-6	令和7年8月22日	25,000,000円		
7-外1-7	令和7年8月22日	194,940,000円		
7-外1-8	令和7年8月22日	194,940,000円		
7-外1-9	令和7年9月17日	736,000,000円		
7-外1-10	令和7年9月17日	378,000,000円		
7-外1-11	令和7年9月17日	10,000,000円		
7-外1-12	令和7年9月17日	31,000,000円		
実績合計額		5,107,880,000円	減額総額	0円

【残額】

1,494,892,120,000円

(発行予定額－実績合計額－減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし。						
実績合計額		該当なし。	償還総額	該当なし。	減額総額	該当なし。

【残高】

該当なし。

(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】

該当なし。

【縦覧に供する場所】

該当なし。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第 1 募集要項	1
第 2 売出要項	1
1 売出有価証券	1
2 売出しの条件	3
第 3 第三者割当の場合の特記事項	14
第二部 公開買付けに関する情報	15
第三部 参照情報	16
第 1 参照書類	16
1 有価証券報告書及びその添付書類	16
2 半期報告書	16
3 臨時報告書	16
4 外国会社報告書及びその補足書類	16
5 外国会社半期報告書及びその補足書類	16
6 外国会社臨時報告書	16
7 訂正報告書	16
第 2 参照書類の補完情報	16
第 3 参照書類を縦覧に供している場所	16
第四部 保証会社等の情報	17
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	18
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	19

注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「発行会社」、「当行」又は	
「計算代理人」	パークレイズ・バンク・ピーエルシー
「パークレイズ・グループ」	パークレイズ・ピーエルシー及びその子会社
「英国」又は「連合王国」	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
「円」又は「日本円」	日本の法定通貨
「トルコ・リラ」又は「クルシュ」	トルコ共和国の法定通貨

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2028年10月31日満期 トルコ・リラ建ゼロクーポン社債（以下「本社債」という。）（注1）		
売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額	70,000,000トルコ・リラ	売出価額の総額	29,897,000トルコ・リラ
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	10,000トルコ・リラ
償還期限（満期日）	2028年10月31日（ロンドン時間）（以下「満期日」という。）（修正翌営業日調整（以下に定義される。）により調整される。かかる満期日の調整に関し、発行会社により利息その他の追加額が支払われることはない。）		
利率	該当なし		
売出しに係る社債 の所有者の住所及び 氏名又は名称	Jトラストグローバル証券株式会社 （以下「売出人」という。） 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号		
摘要	(1) 信用格付 本社債に関し、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、又は閲覧に供される信用格付はない。 なお、発行会社の長期債務には、本書日付現在、ムーディーズ・レーティングス（以下「ムーディーズ」という。）によりA1の格付が、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）によりA+の格付が、それぞれ付与されているが、これらの格付は直ちに発行会社により発行される個別の社債に適用されるものではない。ムーディーズ及びS&Pは、信用格付事業を行っているが、ムーディーズ及びS&Pは、本書日付現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督及び信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。 ムーディーズ及びS&Pについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者としてムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）及びS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）が登録されており、各信用格付の前提、意義及び限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のウェブサイト（https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news）の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」の欄に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」及びS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（http://www.spglobal.co.jp/ratings）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」（http://www.spglobal.co.jp/unregistered）に掲載されている「格付の前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。 (2) その他 その他の本社債の条件については、下記「2 売出しの条件」を参照のこと。		

（注1）本社債は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにより、発行会社の2022年6月17日付グローバル・ストラクチャード・セキュリティーズ・プログラム及び下記（注2）に記載のマスター代理人契約に基づき、2025年10月30日に発行される予定である。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

（注2）本社債は、発行会社、計算代理人としてのパークレイズ・バンク・ピーエルシー、発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを以下「発行・支払代理人」、「名義書換代理人」又は「交換代理人」といい、文脈上必要な場合は、ルクセンブルク代理人（以下に定義される。）、フランクフルト代理人（以下に定義される。）、CMUロジック・支払代理人及び発行会社により任命されることのある追加の支払代理人と併せて以下「支払代理人」といい、また文脈上必要な場合は、ニューヨーク代理人（以下に定義される。）、CMU名義書換代理人

及び発行会社により任命されることのある追加の名義書換代理人と併せて以下「名義書換代理人」という。）、ニューヨークにおける登録機関（以下「ニューヨーク登録機関」という。）兼ニューヨーク市における代理人（以下「ニューヨーク代理人」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、フランクフルトにおける代理人（以下「フランクフルト代理人」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、ルクセンブルクにおける代理人（以下「ルクセンブルク代理人」という。）兼ルクセンブルクにおける登録機関（以下「ルクセンブルク登録機関」といい、ニューヨーク登録機関及びCMU登録機関と併せて、また個別に以下「登録機関」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エスエー／エヌブイ（ルクセンブルク支店）、計算代理人としてのパークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド、フランスIPAとしてのビーエヌビー・パリバ・エス・エー、スイスIPAとしてのビーエヌビー・パリバ、パリ、チューリッヒ支社、スウェーデンIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケン A B (publ)、フィンランドIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケン A B (publ)、ノルウェーIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケン A B (publ)、デンマークIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケン A B (publ)、CREST代理人としてのコンピューターシェア・インベスター・サービスズ・ピーエルシー並びにCMUロジック・支払代理人兼CMU登録機関兼CMU名義書換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（香港支店）の間において2025年4月10日付で締結されたマスター代理人契約（以下「マスター代理人契約」という。この用語には、随時補足及び／又は変更及び／又は修正再表示及び／又は置換されるマスター代理人契約を含む。）に従い、マスター代理人契約の利益を享受して発行される社債券（以下「本社債券」といい、この用語は、(i)包括形式により表章される本社債券（以下「包括社債券」又は「包括社債」という。）に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位（適用ある条件決定補足書に規定する。）、(ii)包括社債券との交換（又は一部交換）により発行される確定社債券、及び(iii)包括社債券を意味する。）のシリーズの1つである。

本社債券の所持人（以下「本社債権者」という。）及び利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札（以下「利札」という。）の所持人（以下「利札所持人」という。）は、マスター代理人契約及び適用ある条件決定補足書の諸条項の全てについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要」における記載の一部は、マスター代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。

本社債権者及び利札所持人は、2025年4月10日付で発行会社により発行された約款（Deed of Covenant）（本社債の発行日までになされた補足及び／又は変更及び／又は修正再表示及び／又は置換を含む。）の利益を享受する権利を有する。

「営業日」とは、(a)ロンドン、ニューヨーク、東京及びイスタンブールにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日並びに(b)関連決済システム（以下に定義される。）に係る決済システム営業日（以下に定義される。）をいう。

「決済システム営業日」とは、関連決済システムが決済指図の受理及び執行のために営業している日（又は、受渡障害事由が発生していなければそのように営業していたと思われる日）をいう。

「修正翌営業日調整」とは、当該日が営業日でない場合に、翌営業日が当該日となる（但し、それにより翌暦月にずれ込む場合には、当該日は直前の営業日に繰り上げられるが、当該日が臨時休業日（以下に定義される。）に伴い営業日でない日となる場合には、翌営業日が当該日となる。）調整方法をいう。「関連決済システム」とは、ユーロクリア・バンク・エスエー／エヌブイ及びその承継人、並びにクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム及びその承継人をいう。

「臨時休業日」とは、関連する日に関して、当該日が営業日でなく、かつ、その事実が、(a)アンカラ、又は(b)本社債に基づき当該日に数量が決定され若しくは交付されるべき関連参照資産若しくは代替資産の取引所の所在地において、当該日の2営業日（当該公示がなければ営業日であったはずの日を含まない。）前の日の午前9時までの公示により、市場において認識されていなかった場合をいう。

2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の42.71% (注1)	申込期間	2025年9月30日から 2025年10月28日まで
申込単位	額面10,000トルコ・リラ単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における 本店及び所定の営業所(注2)	受渡期日	2025年10月31日 (日本時間)
売出しの委託を 受けた者の住所 及び氏名又は名称	該当なし	売出しの委託契約 の内容	該当なし

(注1) 本社債の申込人は、受渡期日に売出価格をトルコ・リラ又は相当する日本円にて支払う。

(注2) 本社債の申込み及び払込みは、売出人の定める「外国証券取引口座約款」(以下「約款」という。)に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注3) 本社債は、1933年合衆国証券法(その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人(U.S. Person)に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。この(注3)において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(注4) 本社債は、英国のリテール投資家に対し、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にすることが意図されたものではなく、また、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にされてはならない。ここでいうリテール投資家とは、(i)2018年EU離脱法(その後の改正を含み、以下「EU離脱法」という。)に基づき英国国内法の一部を構成する規制(EU) No 2017/565第2条(8)に定義されたリテール顧客、(ii)2000年金融サービス市場法(その後の改正を含み、以下「金融サービス市場法」という。)及び指令(EU) 2016/97を実施するために金融サービス市場法に基づき制定された規則若しくは規制の規定に該当する顧客(但し、EU離脱法に基づき英国国内法の一部を構成する規制(EU) No 600/2014の第2(1)条(8)に定義されたプロフェッショナル顧客としての資格を有しない者をいう。)(iii) EU離脱法に基づき英国国内法の一部を構成する規制(EU) 2017/1129(その後の改正を含む。)の第2条に定義された適格投資家に当たらない者のいずれか(又はその複数)に該当する者をいう。このため、英国のリテール投資家に対して本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にする際にEU離脱法に基づき英国国内法の一部を構成する規制(EU) No 1286/2014(その後の改正を含み、以下「英国PRIIPs規制」という。)上要求される重要情報書類は作成されておらず、英国のリテール投資家に対して本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法により入手可能にすることは、英国PRIIPs規制違反となる可能性がある。

本社債は、欧州経済領域(EEA)のリテール投資家に対し、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にすることが意図されたものではなく、また、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にされてはならない。ここでいうリテール投資家とは、(i)指令2014/65/EU(その後の改正を含み、以下「MiFID II」という。)第4(1)条(11)に定義されたリテール顧客、(ii)指令(EU) 2016/97(その後の改正を含む。)の定義に該当する顧客(但し、MiFID II第4(1)条(10)に定義されたプロフェッショナル顧客としての資格を有しない者をいう。)(iii)規制(EU) 2017/1129(その後の改正を含む。)で定義された適格投資家に当たらない者のいずれか(又はその複数)に該当する者をいう。このため、欧州経済領域(EEA)のリテール投資家に対して本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にする際に規制(EU) No 1286/2014(その後の改正を含み、以下「EU PRIIPs規制」という。)上要求される重要情報書類は作成されておらず、欧州経済領域(EEA)のリテール投資家に対して本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法により入手可能にすることは、EU PRIIPs規制違反となる可能性がある。

本社債は、スイスのリテール投資家に対し、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にすることが意図されたものではなく、また、募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にされてはならない。ここでいうリテール投資家とは、2018年6月15日スイス連邦金融サービス法(その後の改正を含み、以下「FinSA」という。)第4条第3

項、第4項及び第5項並びに第5条第1項及び第2項に定義されたプロフェッショナル顧客及び法人顧客でない者をいう。このため、スイスのリテール投資家に対して本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法で入手可能にする際にFinSA上要求される重要情報書類は作成されておらず、スイスのリテール投資家に対して本社債を募集、売出し、販売又はその他の方法により入手可能にすることは、FinSA違反となる可能性がある。

本社債は、FinSA適用除外証券（FinSAという目論見書に基づき発行されることが要求される範囲に含まれない有価証券を意味する。）である。

本書、募集説明書（Offering Circular）、条件決定補足書及び本社債の募集又は販売に係るその他の資料はいずれも、FinSAに基づく目論見書を構成するものではなく、これらの資料は、頒布に関するFinSAの要件を遵守しない限り、スイス国内において頒布又はその他の方法により一般に入手可能とされてはならない。

本社債は、FinSAに定義されたリテール顧客（以下「リテール顧客」という。）に対し、スイス国内において直接的又は間接的に募集、売出し又は宣伝されるものではない。本書、条件決定補足書及び本社債の募集に係る資料はいずれも、スイス国内において又はスイスから、リテール顧客に対して入手可能にされてはならない。スイスにおける本社債の直接的又は間接的な募集は、(a)FinSAに定義されたプロフェッショナル顧客若しくは法人顧客に分類される投資家、(b)500名未満のリテール顧客、及び／又は(c)額面100,000スイス・フラン以上の本社債を取得する投資家に対する私募によってのみ行われる。

スイス連邦集団投資スキーム法：本社債は、スイス連邦集団投資スキーム法に定義された集団投資スキームを構成するものではない。したがって、本社債の所持人は、CISAに基づく保護又はスイス連邦金融市場監督機構（FINMA）による監督の恩恵を受けることはできない。

社債の要項の概要

1. 利息

本社債には利息は付されない。

2. 償還及び買入れ

(1) 満期償還

下記の規定に従い期限前に償還、買入れ又は消却される場合を除き、本社債は、発行会社によって、満期日に、その額面金額でトルコ・リラにより償還される。

(2) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更及び異常な市場障害の発生後の期限前償還及び／又は調整

発行会社は、発行会社課税事由（以下に定義される。）及び／又は通貨障害事由（以下に定義される。）及び／又は法の変更（以下に定義される。）及び／又は異常な市場障害（以下に定義される。）（それぞれを以下「追加障害事由」という。）が発生した場合には、以下の規定に従う。

(i) 発行会社は、計算代理人に、かかる追加障害事由が本社債に及ぼす経済的効果であって商業上合理的な結果をもたらすものを考慮するため、また当該本社債を保有することによる本社債権者に対する経済的効果を実質的に維持するために本要項及び／又は本社債に関連するその他の規定に対して適当な調整を行うことの可否を判断するよう要請することができる。計算代理人が、適当な調整が可能であると判断した場合、発行会社はかかる調整の発効日を決定し、かかる調整について本社債権者に通知し、かかる調整を実施するために必要な手続をとる。計算代理人が、商業上合理的な結果をもたらす、かつ当該本社債を保有することによる本社債権者に対する経済的効果を実質的に維持することができるような調整を行うことが不可能と判断した場合には、計算代理人はその旨発行会社に通知し、いかなる調整も行われない。

(ii) 発行会社は、発行日（その日を含む。）から満期日（その日を含む。）までの期間中においていつでも、本社債権者に対し10営業日前までに（かかる通知期間を以下「期限前償還通知期間」という。）取消不能の通知を行った上で、期限前償還通知期間の最終日（かかる日を以下「期限前現金償還日」という。）において当該シリーズの本社債の全てを償還し、各本社債権者に対し、当該本社債権者の保有する各本社債について、当該期限前現金償還日において期限前償還額（以下に定義される。）に相当する金額を支払うことができる（この場合、発行会社は、かかる償還に先立って、（本社債の償還と併せて考えた場合に）かかる追加障害事由が本社債に及ぼす効果を考慮する上で適当と思われる調整を、本要項又は本社債に関連するその他の規定に対して行うこともできる。）。

「関連会社」とは、ある法人（以下「当該法人」という。）に関して、当該法人によって直接的若しくは間接的に支配されている法人、当該法人を直接的若しくは間接的に支配している法人又は当該法人と直接的若しくは間接的に共通の支配下にある法人をいう。「支配」とは、ある法人の議決権の過半数を保有することをいう。

「通貨障害事由」とは、任意のシリーズに関して、一つ又は複数の通貨に影響を及ぼす事象の発生又はかかる事象の公的な宣言で、決済通貨に関する義務を履行し又はその他の方法でかかるシリーズの支払・決済又はヘッジを行う発行会社の能力が著しく阻害され又は損なわれると発行会社がその裁量により判断するもの（関連決済システムが発行通貨又は決済通貨の受理を撤回する（又は撤回する意思を表明する）場合を含むが、これに限らない。）をいう。

「法の変更」とは、本社債の約定日（2025年9月19日）以降、①適用される法律、規則、規程、命令、判決、指令、指定若しくは手続（税法、及び適用ある規制当局、税務当局及び／若しくは取引所の規則、規程、命令、判決若しくは手続並びに（発行会社及びその各関連会社に適用される場合）制裁規程等（以下に定義される。）を含むがこれらに限らない。）の採択若しくは公布若しくは変

更又は②正当な管轄権を有する裁判所、法廷若しくは規制当局（米国商品先物取引委員会又は関連する取引所若しくは取引施設、税務当局若しくは関連決済システムを含むがこれらに限らない。）により適用される法律若しくは規則の公式又は非公式の解釈の公表、変更若しくは公示又はその他の関連措置により、発行会社が、(a) 約定日（2025年9月19日）において関連するヘッジ当事者が想定していた方法での発行会社及び／若しくはその関連会社による本社債に関連するヘッジ・ポジション（以下に定義される。）、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の保有、取得、取引、若しくは処分が、違法となるか、若しくは違法となることが相当程度見込まれるか、若しくは違法となったか又は(b) 発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が(x) 本社債に基づく自身の義務の履行において（租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少、その他の当該会社の課税状況に対する不利な影響による場合を含むがこれらに限らない。）、若しくは(y) 本社債に関連するヘッジ・ポジション、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分において、負担する費用が著しく増加することになると判断した場合をいう。

「期限前償還額」とは、本社債の期限前償還又は消却に関して、期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後の本社債の市場価値の比例按分額として計算代理人により決定される、決済通貨建ての額面金額あたりの金額（適用ある場合、発生した利息額を含む。）をいう。かかる金額は、本社債の期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後、合理的に可能な限り早期に、計算代理人が適当と判断する要素を参照して計算代理人により決定される。かかる要素には、①当該時点における、参照資産の市場価格又は価値及びその他の関連する経済変数（金利、また適用ある場合には外国為替レート等）、②本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなかったと仮定した場合の本社債の残存期間、③本社債が予定満期日若しくは失効日及び／又は予定早期償還日若しくは行使日まで償還されなければ支払われるべきであったと思われる、当該時点における最低の償還額又は消却額、④内部の価格決定モデル、並びに⑤その他の市場参加者が本社債と同様の証券の買値として提示し得る価格が含まれるが、これらに限らない。計算代理人は、上記の市場価値を決定する際、ヘッジ・ポジション及び／又は関連する資金調達関連の取決めの解約に関連して発行会社又はその関連会社が負担し又は負担することとなる、一切の費用、料金、手数料、発生額、損失、源泉徴収額及び経費に関する控除を反映するために当該金額を調整することができる。

「異常な市場障害」とは、約定日（2025年9月19日）以降における、本社債に基づく発行会社の義務の全部又は一部の履行を妨げたと発行会社が決定する、異常な事象又は状況（（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、自然災害、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況を含むがこれらに限らない。）をいう。

「ヘッジ・ポジション」とは、発行会社又はその関連会社が個別に又はポートフォリオ・ベースで本社債に関する発行会社の義務をヘッジするために購入、売却、加入又は継続する一つ又はそれ以上の①証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関するポジション若しくは契約、②株式貸借契約、又は③その他の商品若しくは合意をいう。

「発行会社課税事由」とは、英国（又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関）における法律若しくは規則の変更若しくは改正、又はかかる法律若しくは規則の適用若しくは公的解釈に関する変更、又は課税当局による決定、確認若しくは勧告であって、約定日（2025年9月19日）以降に効力が生じるものにより、発行会社が本要項第5項に基づき追加額の支払を義務付けられるか、又はかかる支払を義務付けられることが相当程度見込まれることをいう。

「制裁規程等」とは、政府、行政、立法又は司法関係の当局又は権限を有する機関の適用する法律、規程、規則、判決、命令、制裁、指令又は指定であって、いずれの場合も経済制裁又は金融制裁及び通商禁止措置に関連するものをいい、米国、英国、国際連合若しくは欧州連合（若しくはその加盟国）により（又は、それらの機関若しくはその他の当局により）、随時制定、施行及び／又は執行されるものを含むが、これらに限定されない。当該金融制裁及び通商禁止措置は、指定者又は資格停止者に適用される制限を含むが、これに限定されない。

(3) 買入れ及び消却

発行会社又はそのいずれかの子会社は随時、公開市場その他において、いかなる価格においても本社債（但し、当該社債に関する満期が到来していない一切の利札が当該社債券に添付されており、又は当該社債券とともに提出されることを条件とする。）を買入れることができる。

上記のとおり発行会社若しくはそのいずれかの子会社により又は発行会社若しくはそのいずれかの子会社に代わって買入れが行われた本社債は全て、これを満期が到来していない一切の利札とともに発行・支払代理人に提出することにより消却のために提出することができ（但し、これは義務ではない。）、そのように提出された場合、発行会社により償還された全ての本社債とともに、直ちに（当該社債券に添付された、又は当該社債券とともに提出された、満期が到来していない一切の利札とともに）消却される。上記のとおり消却のために提出されたあらゆる社債は、再発行又は再販売することはできず、かかる社債に関する発行会社の義務は免除される。

(4) 違法性及び実行不能性

発行会社が、誠実に、かつ合理的な方法で、(i)財政的、政治的若しくは経済的状況の変化、若しくは為替レートの変動の結果、又は(ii)発行会社若しくはその関連する関連会社が、政府、行政若しくは司法関係の当局若しくは権限を有する機関の適用する現行若しくは将来の法律、規程、規則、判決、命令若しくは指令若しくはそれらの解釈（制裁規程等を含むが、これに限定されない。）を誠実に遵守した結果として、(a)本社債に基づく発行会社の義務の全部若しくは一部の履行が、違法若しくは実行不能となったか若しくは違法若しくは実行不能となることが相当程度見込まれ、(b)発行会社及び／若しくはその関連会社による、本社債に関連するヘッジ・ポジション（全部若しくは一部）、若しくは本社債に係る証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関する契約若しくはその他の資産若しくはポジションの保有、取得、取引、若しくは処分が、違法若しくは実行不能となったか若しくは違法若しくは実行不能となることが相当程度見込まれ、且つ／又は(c)発行会社の関連する関連会社が本社債の発行会社であったか若しくは本社債に係るヘッジ・ポジションの当事者であったならば当該関連会社に(a)若しくは(b)が適用されたであろうと判断した場合には、発行会社はその裁量により、本社債権者に通知した上で、本社債を償還又は消却することができる。

発行会社が本(4)「違法性及び実行不能性」に従って本社債を償還又は消却することを決定した場合、各本社債は期限前償還額にて支払期日が到来する。支払は本要項に従い、本社債権者に通知される方法で行われる。

3. 支払

本社債に関する元金の支払は、以下の規定に従い、米国外に所在する支払代理人の指定事務取扱店舗において（元本の支払の場合及び償還後の利息の場合には）関連する社債券又は（償還後の利息以外の利息の場合には）関連する利札（適宜）を呈示及び提出すること（又は、支払われるべき金額若しくは受領可能資産の一部の支払若しくは交付の場合には、それらに裏書すること）と引き換えに、また決済条件に従うことを条件として行われ、(a)支払の場合は、（該当する場合には、非米国実質所有の証明を行うことを条件として）口座開設銀行宛てに振り出される、関連通貨で支払われる小切手により、又は（所持人の選択により）口座開設銀行における当該通貨建ての口座（日本の非居住者に対する日本円での支払の場合、非居住者口座とする。）への振込みにより、また(b)交付の場合には、本社債権者に通知される方法により行われる。

無記名式の本社債の所持人は、本項に従ってなされる振込みが支払期日後に当該所持人の口座に到達したことによりかかる社債につき支払われるべき金額の受領が遅れたことについて、利息その他の支払を受ける権利を有さない。

本社債券には、発行・支払代理人により又は発行・支払代理人に代わって、当該社債券についてなされた各支払及び交付が記録され、かかる記録はその支払又は交付がなされたことの明白な証拠となる。

無記名式確定社債券への交換が不当に留保又は拒否された場合を除いて、いかなる無記名式包括社債券に関しても、交換日後に期限が到来する支払又は交付は、なされないものとする。

本社債又は利札に関して特定の金額又は受領可能資産が支払われるべき若しくは交付されるべきものと明示されている、又はその他の方法で支払われるべき若しくは交付されるべきものと決定されているその日が、(i)営業日且つ(ii)(確定社債券の場合に限り)社債券又は利札の呈示場所において、関連する諸代理人が通常の業務を営んでいる土日以外の日でない場合には、その支払又は交付は(i)営業日且つ(ii)(確定社債の場合に限り)社債券又は利札の呈示場所において、関連する諸代理人が通常の業務を営んでいる土日以外の日に該当する直後の日まで行われず、かかる社債券又は利札の所持人は、かかる支払遅延について追加の支払を受ける権利を有さない。

本要項において、「交換日」とは、交換を要求する通知がなされた日から60暦日以上経過した日で、発行・支払代理人の指定事務取扱店舗が所在する都市及び（該当する場合には）関連決済システムが所在する都市において銀行が営業している日をいう。

なお、当初の発行・支払代理人の名称及びその指定事務取扱店舗は以下に記載するとおりである。

発行・支払代理人

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

(The Bank of New York Mellon)

英国 ロンドン市 E14 5AL ワン・カナダ・スクエア

(One Canada Square, London E14 5AL, United Kingdom)

4. 本社債の地位

本社債及びそれに関する利札は発行会社の無担保かつ非劣後の債務を構成し、本社債間において同順位である。本社債及びそれに関する利札に基づく発行会社の支払義務は、発行会社のその他の現在及び将来の無担保・非劣後の債務（強制的かつ一般的に適用される法律の規定により優先権が認められる債務を除く。）と同順位である。本社債は、発行会社の預金を証明するものではなく、いかなる政府又は政府機関によっても保証されていない。

5. 課税

発行会社が租税に関する源泉徴収又は控除を行うことが法律により要求される場合その他本要項に開示されている場合を除き、本社債権者は、利息の支払、利息額、若しくは本社債の所有、譲渡、売却、償還、権利執行若しくは消却、又は決済金額及び／若しくは本社債に関するその他の支払（適宜）に起因し、或いはそれらに関連して支払われるべき一切の租税を支払わなければならない。発行会社は、本社債権者が負担するかかる租税について責任を負わず、その他の方法でかかる租税に関する金額を支払う義務を負わない。

本社債に関する支払は全て、英国（又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関（それぞれを以下「税務当局」という。））により賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除のない状態で、かかる源泉徴収又は控除を行うことなく、支払われる。但し、かかる源泉徴収又は控除が法律上要求される場合はこの限りではない。

英国（若しくは税務当局）により又は英国内で賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除が法律上要求される場合でも、本社債に関する支払から源泉徴収又は控除することが要求される租税、賦課課税又は公課を填補するために発行会社が本社債権者に対して追加額を支払うことはない。

本要項において（Ⅰ）「元本」は本社債に関して支払われるべきあらゆるプレミアム、決済金額及び本要項第2項に従って支払われるべき元本の性質を有するその他一切の金額を含むものとみなされ、（Ⅱ）「利息」は一切の利息額及び本要項第2項（又はこれに対する変更若しくは補足）に従って支払われるべきその他一切の金額を含むものとみなされ、（Ⅲ）「元本」及び／又は「利息」は本項に基づいて支払われるべきあらゆる追加額を含むものとみなされる。

6. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由（それぞれを以下「債務不履行事由」という。）が発生し継続している場合、発行・支払代理人又は発行会社（適宜）が本社債権者からの下記の通知を受領する前に、当該債務不履行事由が発行会社によって是正されるか又は本社債権者によって宥恕されない限り、本社債権者は、かかる社債が期限前償還額にて償還されるべき旨を発行会社及び発行・支払代理人に対して通知することができ、かかる社債は全ての場合において直ちに償還期限が到来する。

- (a) 発行会社が期限前償還額、満期償還額又は本社債に関するその他の支払額（利息を除く。）を支払期日までに支払わず、かかる不履行が30暦日にわたり継続した場合。
- (b) 発行会社が本社債のその他の条項に違反した場合で、かかる違反が本社債権者の利益を実質的に損なう方法によるものであり、且つ当該違反が、発行済みの本社債の額面金額又は数（適宜）の少なくとも4分の1を保有し、違反の治癒を要請する本社債権者から発行会社が違反の通知を受領してから30暦日以内に治癒されない場合。
- (c) 発行会社を清算する旨の命令がなされた場合又はその旨の有効な決議が可決された場合（再建、合併又は吸収合併の計画に関連する場合を除く。）。

債務不履行事由の発生後のいずれかの時点で期限前償還額を計算する際、計算代理人は、かかる債務不履行事由が本社債の時価に及ぼす影響を無視するものとする。

7. 時効

発行会社に対する、本社債及び／又は利札（本項においては利札引換券は含まれない。）にかかる支払に関する請求は、それらについての適切な支払日から10年（元本の場合）又は5年（利息の場合）以内に行われない限り、時効消滅し、無効となる。

8. 社債券の交換

社債券又は利札が紛失、盗失、毀損、汚損又は破損した場合、かかる社債券又は利札は、適用される一切の法令及び関連証券取引所又はその他の関連当局の規制要件に従って、発行・支払代理人、又は発行会社が随時かかる目的のために指定し、その指定につき本社債権者に通知するその他の支払代理人若しくは名義書換代理人の指定事務取扱店舗において、交換に関して発生する料金、経費及び租税を請求者が支払った上で、また発行会社が要求する証拠、担保及び補償その他の条件に従って、交換することができる。本社債券又は利札が毀損又は汚損した場合には、代わりの社債券又は利札が発行される前に当該社債券又は利札を提出しなければならない。

9. 追加の発行

発行会社は随時その自由裁量で、本社債権者又は利札所持人の同意を得ることなく、本社債と同様の条件が適用されるあらゆるシリーズの追加の社債を設定及び発行することができ、かかる社債は当該シリーズの社債に統合され、それらとともに一つのシリーズを構成する。

10. 通知

(1) 本社債権者に対する通知

本社債権者に対するあらゆる通知は、以下のいずれかに従ってなされた場合に、適式になされ効力を有するものとみなされる。

- (a) 英国で一般に刊行されている日刊新聞（「フィナンシャル・タイムズ」となる予定）において公告された場合。この場合、最初に公告された日において通知がなされたものとみなされる。

(b) (本社債が関連証券取引所に上場されており、又は関連当局により取引を認められている場合は) 当該証券取引所又はその他の関連当局の規則及び規制に従って通知がなされた場合。この場合、かかる規則及び規制に従って最初に送信又は公告がなされた日に通知がなされたものとみなされる。

(c) 上記で要求されている公告又は郵送に代えて、本社債権者に対する通知を関連決済システムに対して送付することができるが、適用ある場合には、上記(b)に従って要求される公告その他の要件も遵守することを条件とする。この場合、(その後の公告又は郵送にかかわらず、) 該当する関連決済システムに転送されるよう発行・支払代理人に対して最初に送信された日において通知がなされたものとみなされる。

上記(a)又は(b)に従って要求される公告を行うことができない場合、通知は、欧州で刊行されているその他の主要な英文の日刊新聞において公告された場合に、その最初の公告日において有効に行われたものとみなされる。

利札の所持人は、あらゆる目的上、本項に従って本社債権者に送付された通知の内容について通知を受けたものとみなされる。

(2) 発行会社及び代理人に対する通知

あらゆるシリーズについて、発行会社及び／又は代理人に対する一切の通知は、マスター代理人契約に規定された住所に宛てて、又は本項に従って本社債権者に送付される通知により発行会社及び／又は代理人が指定するその他の者又は場所に宛てて送付されるものとする。

(3) 通知の有効性

いずれかの通知が有効であり又は適式に完成され、適切な様式でなされているか否かについての判断は、発行会社及び関連決済システムにより、発行・支払代理人と相談の上でなされ、かかる判断は発行会社、諸代理人及び本社債権者に対して決定的かつ拘束力を有するものである。

無効、不完全及び／又は適切な様式でないと判断された通知は、発行会社及び関連決済システム(該当する場合)がそれぞれ別途合意しない限り、無効となる。本規定は、新たな又は訂正された通知を交付するために通知を交付する者の権利を損なうものではない。

発行会社、支払代理人、登録機関又は名義書換代理人は、かかる通知が無効、不完全及び／又は適切な様式でないと判断された場合には、当該通知を提出した本社債権者に迅速にその旨を通知するべく、一切の合理的な努力を尽くす。自身の側に過失又は故意の不正行為がない場合には、発行会社、関連決済システム又は代理人(適宜)のいずれも、通知が無効、不完全若しくは適切な様式でない旨の本社債権者に対する通知又は判断に関連して自身が行った行為又は不作為につきいかなる者に対しても責任を負わない。

(4) 発行会社又は計算代理人の行為の有効性が適式な通知の有無に影響されないこと

本要項の他の規定にかかわらず、本要項に従うことを条件として、発行会社又は計算代理人が本要項により必要とされる通知を行わないことは、発行会社又は計算代理人が本要項に基づき行う行為(本要項の調整又は本社債の期限前償還若しくは消却を含む。)の有効性又は拘束力に影響を与えない。

11. 変更及び集会

(1) 本要項の変更

発行会社は、本社債権者の同意を得ることなく、本要項に対して、発行会社の単独の意見において本社債権者の利益を実質的に損なわない変更、或いは形式的、軽微若しくは技術的な性質の変更、又は明白な誤りを訂正するため若しくは発行会社が設立された法域における強制的な法律の規定を遵守するため若しくは本要項中に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するための変更を行うことができる。

かかる変更の一切は本社債権者に対して拘束力を有し、かかる変更の一切は、その後可及的速やかに本社債権者に通知される。かかる通知を送付しなかった或いはかかる通知を受領しなかったとしても、それらはかかる変更の有効性に影響しない。

(2) 社債権者集会

マスター代理人契約には、特別決議(マスター代理人契約に定義される。)による本要項又はマスター代理人契約の変更の承認を含め、本社債権者の利益に影響する事項を審議するための社債権者集会の招集に関する規定が含まれている。本社債権者には、少なくとも21暦日(通知が送付された日及び集会が開催されることとなっている日を除く。)前に、集会の日時及び場所を明記した通知が送付される。

かかる集会は、発行会社又は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の10%以上を保有する本社債権者により、招集することができる。社債権者集会の定足数(特別決議を可決するための集会の場合を除く。)は、本社債の過半数(保有又は代表される本社債の額面金額又は数量を基準として)を保有又は代表する2名以上の者とする。但し、かかる集会の議事に(とりわけ)下記(i)乃至(vii)の議案の審議が含まれる場合には、定足数は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の75%以上又は(延会の場合は)25%以上を保有又は代表する2名以上の者とする。(i)本社債の満期日若しくは償還日、本社債の行使日若しくは失効日、或いは本社債に関する利息若しくは利息額の支払日を変更すること、(ii)本社債の額面金額若しくは本社債の償還若しくは行使につき支払われるべきプレミアムを減額若しくは消却すること、(iii)本社債に関する利率を引き下げ、若しくは本社債に関する利率若しくは利息の金額を算定する方法若しくは基準、若しくは本社債に関する利息額を算定する基準を変更すること、(iv)条件決定補足書に、利率の上限及び／若しくは下限、若しくは取引可能金額若しくは受領可能資産の上限及び／若しくは

下限が定められている場合には、かかる上限及び／若しくは下限を引き下げること、(v) 決済金額若しくは受領可能資産を算定する方法若しくは基準を変更すること（要項に定められている変更を除く。）(vi) 本社債の支払通貨若しくは表示通貨を変更すること、又は(vii) 社債権者集会に必要な定足数若しくは特別決議の可決に必要な過半数に関する規定を変更すること。マスター代理人契約には、発行済みの本社債の額面金額の90%以上を保有する所持人により、又はかかる所持人に代わって署名された書面による決議は、あらゆる目的上、適式に招集及び開催された社債権者集会において可決された特別決議と同様に効力を有するものとみなされる旨規定されている。かかる書面による決議は一つの文書として作成することも、同じ形式の複数の文書として作成することもでき、各文書は1名又は複数名の本社債権者により又はかかる本社債権者に代わって署名されるものとする。

マスター代理人契約の条件に従い適式に招集及び開催された集会において、かかる集会で投じられた票の75%以上の過半数により可決された決議を特別決議とする。かかる集会において適式に可決された特別決議は、自身が集会に出席していたか否かにかかわらず、全ての本社債権者に対して拘束力を有する。

12. 諸代理人

(1) 諸代理人の任命

発行・支払代理人、支払代理人、CMUロジック・支払代理人、CMU登録機関、登録機関、名義書換代理人及び計算代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為するものであり、本社債権者（又は所持人）に対していかなる義務も負わず、また本社債権者（又は所持人）のために或いは本社債権者（又は所持人）との間で、代理人又は信託の関係を有さない。発行・支払代理人、支払代理人、CMUロジック・支払代理人、CMU登録機関、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社のいずれも、発行・支払代理人、支払代理人、CMUロジック・支払代理人、CMU登録機関、登録機関、名義書換代理人、計算代理人又は発行会社としての自身の義務及び職務につき、本社債権者（又は所持人）の受託者又は顧問として行為するものではない。発行会社は随時、既に任命した発行・支払代理人、その他の支払代理人、CMUロジック・支払代理人、CMU登録機関、登録機関、名義書換代理人又は計算代理人を変更又は解任し、追加の又は別の支払代理人又は名義書換代理人を任命する権利を有する。但し、発行会社が常に、(a) 発行・支払代理人1名、(b) (記名式社債券に関しては) 登録機関1名、(c) (記名式社債券に関しては) 名義書換代理人1名、(d) (本要項により要求される場合には) 1名又は複数の計算代理人、(e) 欧州の主要都市2つ以上に指定事務取扱店舗を有する支払代理人、及び(f) 本社債が上場されるその他の証券取引所により要求されるその他の代理人を擁していることを条件とする。代理人の解任及び代理人の指定事務取扱店舗の変更に関する通知は本社債権者に送付される。

(2) マスター代理人契約の変更

発行会社は、それが本社債権者の利益を実質的に損なうものでないと発行会社が判断した場合、又はかかる変更が形式的、軽微若しくは技術的な性質のものであるか、明白な誤りを訂正するため、適用法の強制的な規定を遵守するため、或いはマスター代理人契約に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するために変更が行われる場合に限り、マスター代理人契約の変更を認め、又は同契約に対する違反若しくは違反の予定、若しくは同契約の不遵守を宥恕若しくは承認することができる。

かかる変更は本社債権者に対して拘束力を有し、変更後可及的速やかに本社債権者に通知される。但し、かかる通知が送付されなかった又は本社債権者により受領されなかった場合でも、かかる変更の有効性又は拘束力に影響を及ぼすものではない。

(3) 発行会社及び諸代理人の責任

発行会社又は諸代理人のいずれも、(国内外の) 法律の制定、(国内外の) 公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況に起因する損失又は損害につき、責任を負わない。ストライキ、封鎖、ボイコット及びロックアウトに関する責任の制限は、当事者のいずれかがかかる措置を講じた場合又はそれらの対象となった場合にも適用されるものとする。発行会社又は諸代理人のいずれかが、かかる事由の発生により支払又は交付の実施を妨げられる場合、当該事象又は状況が解消されるまでの間、かかる支払又は交付を延期できるものとし、この場合、かかる延期につき追加額の支払又は交付を行う義務は生じない。

(4) 計算代理人による決定

別段の定めのない限り、本要項における決定、検討、判断、選択及び計算は全て、計算代理人が行う。かかる決定、検討、判断、選択及び計算のそれぞれに、本「(4) 計算代理人による決定」が適用される。かかる決定、検討、判断、選択及び計算に際し、計算代理人は、発行会社によるヘッジ契約の影響を考慮に入れる。全ての場合において、計算代理人は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行いつ、かかる決定及び計算を行うものとし、(明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて) かかる決定及び計算は、最終的なものであり、発行会社、諸代理人及び本社債権者に対して法的拘束力を有する。

(5) 発行会社による決定

発行会社は、本要項に従ってその裁量を行いつ、一定の決定、検討、判断、選択及び計算を行うことを要求される場合がある。全ての場合において、発行会社は誠実に、また商業上合理的な方法でその裁量を行いつ、かかる決定及び計算を行うものとし、(明白な又は証明された誤謬がある場合を除いて) かかる決定及び計算は、最終的なものであり、諸代理人及び本社債権者に対して法的拘束力を有する。

13. 1999年（第三者の権利に関する）契約法

いかなる者も、1999年（第三者の権利に関する）契約法に基づいて本社債の条件を実施する権利を有さない。

14. 準拠法及び管轄

- (a) 本要項に従うことを条件として、本社債、利札、領収書、約款及びマスター代理人契約、並びにそれらに起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、イングランド法に準拠し、同法に従って解釈される。
- (b) 本要項に従うことを条件として、本社債、利札、領収書、約款及び／又はマスター代理人契約に起因又は関連して生じる一切の紛争については、イングランドの裁判所がその専属的管轄権を有し、したがってそれらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続はかかる裁判所に提起される。

15. 様式、額面、所有権及び譲渡

(1) 様式、額面

本社債は、各本社債の額面10,000トルコ・リラの無記名式で発行され、記名式社債券に交換することはできない。

本社債は当初、包括様式により発行され、特定の事由が生じた場合に限り確定様式の本社債券に交換することができ、包括様式の社債券は当該包括社債券の要項に従って確定社債券に交換される。かかる事由が生じた場合、発行会社は迅速に本社債権者に通知する。

(2) 所有権

社債券及び利札の所有権はマスター代理人契約の規定に従って交付により移転する。

発行会社及び関連する諸代理人は、（法律により別途要求されるか、又は正当な管轄権を有する裁判所により別途命令を受けた場合を除き）あらゆる無記名式社債券又は利札の所持人（以下に定義される。）を、あらゆる目的上（かかる社債券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる社債券に対する持分に関する通知、かかる社債券面上（又はそれを表章する包括社債券面上）の書き込み、又はかかる社債券の盗失若しくは紛失にかかわらず）その完全な所有者とみなし、そのように扱い、いかなる者も所持人をそのように扱うことにつき責任を負わない。

本要項において、「所持人」とは、無記名式社債券又は利札に関しては当該無記名式社債券又は利札の持参人をいい、記名式社債券に関しては記名式社債券がその名義において登録されている者をいう。

(3) 無記名式社債券の譲渡

上記の規定に従うことを条件として、無記名式本社債券及び利札の所有権は、交付により移転する。

課税上の取扱い

課税一般について

以下に記載された情報は、現在本社債について適用される税法及び慣行の完全な要約ではない。本社債に関する取引（購入、譲渡及び／又は償還を含む。）、本社債に対する金利又はプレミアムの発生又は受領及び本社債の所持人の死亡は、投資家に税務上の影響を与える可能性がある。税務上の影響は、とりわけ見込み投資家の税務上の居住地及び／又は地位によって異なり得る。それゆえ投資家は、本社債に関する取引により生ずる税務上の取扱い、又は各自が税務上居住者とされる、若しくは納税の義務を負っている法域における税法上の影響について、各自の税務顧問に助言を求めるべきである。とりわけ、関係課税当局が本社債に基づく支払をどのように特徴付けるかについては、いかなる表明もなされない。

本社債の買主及び／又は売主は、本社債の発行価格又は購入価格（異なる場合）に加えて、印紙税及びその他の税の支払を要求される可能性がある。

以下に定義される用語は、関連する項目のみを目的として定義される。

1. 英国の租税

以下は、英国の現行の税法及び英国歳入税関庁の公表済みの実務に基づく一般的な記載であり、英国の課税に関する特定の側面のみに関連して、発行会社が英国の現行の法律及び実務につき理解している事項を要約したものである。下記は、全ての事項を網羅したものではない。また、本社債の実質的所有者のみに関するものであり、特別規則の適用対象となる、特定のクラスの納税者（本社債の取引を業とする者、特定のプロ投資家及び発行会社と関係を有する者）に対しては適用されない。

投資家で、英国以外の法域で課税される可能性のある者又は課税状況について確信が持てない者は、各自で専門家の助言を受けるべきである。

(1) 源泉徴収税

以下の段落では、本社債に基づく利息の支払が英国の課税上の支払に該当するか否かを検討している。本社債に係る支払又は支払の一部が「利息」を構成するか否かは、とりわけ本社債の要項及び本社債に係る支払金額の算出基準によって異なるが、英国の源泉徴収税が、多数の異なる種類の支払に適用される可能性がある。本社債のような有価証券に関連する可能性のあるものには、利息、年次の支払及び「マニファクチャード・ペイメント」がある。年次の支払及び「マニファクチャード・ペイメント」に関しては、下記「(d) その他の源泉徴収」に記載されている。

(a) 発行会社のみによる利息の支払

発行会社は、発行会社が2007年所得税法（以下「本件法」という。）の第991条に定義される銀行である限り、かつ、本社債に対する利息が本件法第878条に定義される通常の業務過程において支払われる限り、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなく利息を支払うことができる。

(b) 特定の本社債権者への利息の支払

本社債の利息は、その支払が行われる時点において発行会社及びその支払を仲介するその他の者が以下のいずれかに該当すると合理的に確信できる場合にも、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなくこれを支払うことができる。

(i) 本社債につき支払われる利息を実質的に受ける権利を有する者が、かかる利息の支払に関して英国法人税の課税対象となっていること。

(ii) 支払が本件法第936条に記載の課税が免除される団体又は者の区分の一つに対してなされること。

但し、英国歳入税関庁が、（かかる利息の支払が、支払が行われる時点において「除外される支払」に該当しないと同庁が確信する合理的な根拠を有する場合において）税金を控除した上で利息を支払うよう指示した場合はこの限りではない。

(c) 適格私募

さらに、非上場の本社債の一定の所持人は、当該非上場本社債につき支払われる利息に関して英国の租税が一切源泉徴収されないことを確保するための、英国の適格私募に関する制度による恩恵を受けることができる可能性がある（但し、関連する全ての条件を満たしていることを前提とする。）。

(d) その他の源泉徴収

その他の場合には、他の非課税規定若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、基準税率により、本社債の利息の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

さらに、他の非課税規定（上記の非課税規定とは異なるもの）若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、英国の課税上、かかる支払が利息に該当しないものの、年次の支払又は（現物決済が可能な社債券の場合は）「マニュファクチャード・ペイメント」のいずれかに該当する場合には、基準税率により、本社債の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

(e) 解釈

上記において言及される「利息」とは、英国の税法上の「利息」をいい、特に、プレミアム付きで償還される本社債の償還額のプレミアム要素は、上述した源泉徴収税に関する規定の対象となる利息の支払を構成する場合がある。特定の場合においては、本社債が割引で発行される際の割引額についても同様である。なお、上記の内容は、他の法律上有効であるか、又は本社債若しくはその関連文書の条件により設けられることのある、「利息」又は「元本」の別段の定義を考慮していない。

(2) 英国の印紙税及び印紙税保留税

本社債の発行、譲渡、権利執行、決済及び／又は償還につき、特定の場合、印紙税又は印紙税保留税が課される場合があり、本社債の譲渡契約に関連して印紙税保留税が課される場合もある。これは該当する本社債の要項によって異なる。この点に関して、本社債権者は各自で適切な資格を有する専門家の助言を受けるべきである。

2. 日本国の租税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

(i) 本社債は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(ii) 本社債の譲渡又は償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益又は償還差益は、20.315%（所得税、復興特別所得税及び地方税の合計）の税率による申告分離課税の対象となる。但し、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡又は償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益又は償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

- (iii) 日本国の居住者は、本社債の譲渡損益及び償還差損益について、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得及び配当所得と損益通算及び繰越控除を行うことができる。
- (iv) 外国法人の発行する社債から生ずる償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本社債に係る償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者及び外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

本社債に関するリスク要因

本社債への投資には一定のリスクが伴う。各投資家は、本社債へ投資することが適切か否か判断するにあたり、以下に記載されるリスク要因及びその他のリスク要因を検討すべきである。但し、以下の記載は本社債に関連する全てのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

本社債につき支払われる金額

本社債の元金はトルコ・リラにより支払われる。かかる支払額の日本円相当額は、支払日に有効な日本円／トルコ・リラ間の為替レートにより異なる。そのため、元金の支払額の日本円建ての相当価値は変動する場合があります。日本円により投資を行った者は、本社債に対する日本円による投資額を全額回収することができない場合があります。トルコ・リラは米ドル、ユーロ等の主要通貨と比べ、外国為替レートの変動幅が大きく、円で換算した場合の支払額も、米ドル、ユーロ等の主要通貨の場合と比べ、より大きく変動する可能性が高いといえる。したがって、日本円・トルコ・リラ間の為替レートなど外国為替レートの変動に関連したリスクを理解し、かつかかるリスクに耐えることができ、さらにかかる変動が本社債の価値にどのような影響を及ぼし得るかを理解する投資家に限り、本社債の購入を検討すべきである。

日本円／トルコ・リラ間の為替レート

上述のとおり、日本円／トルコ・リラ間の為替レートの変動は、トルコ・リラによる元金支払額の日本円相当額に影響を及ぼし、したがって、償還期限前の本社債の価値にも影響を及ぼす。通常の状況のもとでは、本社債の日本円建ての相当価値は、トルコ・リラが日本円に対し強くなる場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

発行会社の格付、財務状況及び業績

発行会社の信用格付、財務状況若しくは業績が実際に変化した場合又はその変化が予想される場合、本社債の市場価値に影響を及ぼすことがある。

信用リスク

本社債の償還の確実性は、発行会社の信用力に依拠する。発行会社の信用状況が損なわれた場合、本社債を購入した投資家に投資元本割れ等の損失が生じる可能性がある。

カントリーリスク

トルコ共和国における、政治・経済・社会情勢の変動や天変地異等により、途中売却やトルコ・リラの日本円への交換が制限される、或いはできなくなる可能性がある。

流動性及び市場性

本社債についてその流通性や市場性は必ずしも保証されるものではなく、償還前の売却が困難になった場合、そのことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがある。

時価評価

償還前の本社債の価格は、金利の変動、発行会社の経営・財務状況の変化及びそれに伴う外部信用評価の変化（例えば格付機関による格付の変更）等により上下するため、時価評価の対象とされている場合、本社債の時価が投資元本を下回る場合には償還前においても損失を被り、また、実際に償還前に売却する場合、売却金額が投資元本を割り込むことがある。

発行会社の格付け

一般的に発行会社の格上げが行われると本社債の価格は上昇し、格下げが行われると本社債の価格は下落すると予想される。

課税上の取扱い

将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。よって、本社債を保有

しようとする者は、本社債の購入、所有若しくは売却に関する税金面での取扱いにつき、必要に応じて税務顧問の助言を受けることが望ましい。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

パークレイズ・グループの銀行又は投資会社が破綻する又はその可能性がある場合における規制措置（破綻処理当局による各種法定の破綻処理権限の行使を含む。）が、本社債の価値に重大な悪影響を与える可能性がある。

当行及びパークレイズ・グループは、実質的な破綻処理権限に服する。

2009年銀行法（その後の改正を含み、以下「銀行法」という。）に基づき、イングランド銀行（又は一定の状況においては英国財務省）には、英国健全性監督機構（以下「PRA」という。）、FCA及び英国財務省と適宜協議の上、特別破綻処理制度（以下「SRR」という。）の一環として、実質的な権限が付与されている。これらの権限により、イングランド銀行又はその承継人若しくは後任者及び／又は当行に関する英国ペイルイン権限を行使することができる英国のその他の機関（以下「破綻処理当局」という。）は、英国の銀行又は投資会社及びこれらの一定の関連会社（本書の日付現在、当行も含まれている。）（それぞれを以下「該当する事業体」という。）に関して、該当する破綻処理の条件が満たされると破綻処理当局が確信する状況において、様々な破綻処理措置及び安定化に関するオプション（ペイルイン・ツールを含むがこれに限定されない。）を実行することができる。

SRRは、5つの安定化オプション、すなわち（a）該当する事業体の事業又は株式の全部又は一部の民間部門における譲渡、（b）該当する事業体の事業の全部又は一部のイングランド銀行が設立した「ブリッジバンク」への譲渡、（c）英国財務省又はイングランド銀行が完全に又は部分的に所有する資産管理ビークルへの譲渡、（d）ペイルイン・ツール（以下に記載される。）、及び（e）一時的な公有（国有化）により構成される。

銀行法はまた、関連する事業体のための追加的な破産手続及び行政手続、並びに一定の状況において契約上の取決めに修正する権限（これには本社債の条件の変更が含まれる場合がある。）、支払の一時停止を課す権限、破綻処理権限の行使により生じ得る執行権限又は終了権限を停止する権限、及び銀行法に基づく諸権限を効果的に行使できるよう英国の法令を（場合により遡及的効力をもって）適用除外又は修正する破綻処理当局の権限をはじめとする一定の付随的権限を定めている。

本社債の保有者においては、破綻処理が行われる場合、該当する事業体への公的財政支援は、関連する破綻処理当局によってペイルイン・ツールを含む破綻処理ツールが可能な限り最大限検討され、利用された後に、最後の手段としてのみ利用可能となるものと捉えるべきである。

破綻処理権限が行使された場合、又は行使することが示唆された場合、いかなる本社債の価値にも重大な悪影響が及び、本社債の保有者が本社債に対する投資の価値の一部又は全額を失うことにつながる可能性がある。

「英国ペイルイン権限」とは、英国において有効に設立された銀行、銀行グループ会社、信用機関及び／又は投資機関の破綻に関連し、また、英国において発行会社又はその子会社に適用される法令、規則、規定又は要件（銀行法第1部に基づく英国破綻処理制度等に関連して、施行され、採択され若しくは制定される法令、規則、規定若しくは要件も含むが、これらに限らない。）に基づき随時認められる、法定の償却及び／又は転換権限（これらに基づいて、銀行、銀行グループ会社、信用機関若しくは投資機関又はその関連会社の債務が、削減され、取り消され、及び／若しくは発行会社又はその他の者の株式、その他の有価証券又は債務に転換される可能性がある。）をいう。

破産手続前の段階で発動された破綻処理権限は、予測することができない可能性があり、不服を申し立てる保有者の権利は、制限される可能性がある。

SRRにより付与された破綻処理権限は、該当する事業体に関する破産手続が開始される前の段階で行使されることが想定されたものである。破綻処理権限の目的は、該当する事業体の事業の全部又は一部が幅広い公共の利益に関して懸念を生じさせるような財政難に陥る又はその可能性が高い場合において、かかる状況に対応することにある。

銀行法は破綻処理権限の行使に関して特定の条件を設けているが、破綻処理当局が、当行及び／又はパークレイズ・グループのその他のメンバーに影響を及ぼす破産手続前の特定の状況において、また破綻処理権限を行使するか否かを決定するにあたって、かかる条件についていかにして判断するかは、不明確である。

破綻処理当局はまた、破綻処理権限の行使の決定について、本社債の保有者に事前に通知する義務を負わない。そのため本社債の保有者は、かかる権限の潜在的行使について、またその行使の結果、当行、パークレイズ・グループ及び本社債に及ぶ潜在的影響について予測できない可能性がある。

さらに、本社債の保有者は、破綻処理当局が破綻処理権限（ペイルイン・ツールを含む。）を行使することを決定した場合に、その決定に対し、不服を申し立てる権利、停止を求める権利又は司法手続若しくは行政手続等による見直しを求める権利を制限される可能性がある。

保証された預金はペイルイン・ツールの対象から除外されており、その他優先預金（及び保証された預金）は、当行が発行する社債よりも優先順位が高いため、かかる社債は、当行の（その他優先預金のような）その他の一定の非劣後債務よりもペイルインの対象となる可能性が高い。

英国の関連法令（1986年英国倒産法を含む。）は、特定の預金に係る破産手続における優先順位に関して法定の序列を定めている。第一に、英国金融サービス補償機構に基づき保証されている預金（以下「保証された預金」という。）は、「通常の」優先債権として既存の優先債権と同順位とし、第二に、英国の銀行における個人及び零細企業、中小企業のその他全ての預金（以下「その他優先預金」という。）は、「通常の」優先債権の次の「第2順位」の優先債権とする。また、英国におけるEU預金保険指令の実施は、法人預金（預金者が公共部門機関又は金融機関である場合を除く。）や一時的な大口預金を含めて広い範囲の預金を対象とするため、2015年7月から保証された預金の種類及び額を拡大した。これらの変更によって、優先債権者の種類の規模が拡大されることとなる。これらの優先預金は、本社債の保有者を含む当行のその他の無担保優先債権者よりも破産手続における優先順位が高い。さらに、保証された預金は、ペイルイン・ツールの対象から除外される。その結果、ペイルイン・ツールが破綻処理当局によって行使された場合、本社債は、当行のその他優先預金等のその他の非劣後債務と比較して、ペイルインの対象となる可能性が高くなる。

英国ペイルイン権限は、本社債の保有者が、本社債に対する投資の価値の全部若しくは一部を失い、又は本社債の価値を大きく下回り、通常債券に与えられる保護よりもはるかに小さい保護しか受けられない可能性のある異なる担保を本社債から受ける方法で行使され得る。さらに、関連する破綻処理当局は、本社債の保有者に事前通知を行うことなく又は本社債の保有者の同意を得ることなく、英国ペイルイン権限を行使し得る。また、本社債の条件に基づいて、本社債に関する関連する破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使は、債務不履行事由には該当しない。上記「パークレイズ・グループの銀行又は投資会社が破綻する又はその可能性がある場合における規制措置（破綻処理当局による各種法定の破綻処理権限の行使を含む。）が、本社債の価値に重大な悪影響を与える可能性がある。」も参照のこと。

信用格付機関による当行の信用格付の引き下げは、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼす可能性がある。信用格付の引き下げは、とりわけ、信用格付機関が使用する格付方法の変更を要因として生じ得る。

当行に付与された格付は、信用格付機関が格付の根拠に関する状況によって正当化されると判断した場合には、信用格付機関により完全に撤回され、保留され、又は引き下げられる可能性がある。格付は時間と共に変化し得る数多くの要因の影響を受け得るものである。かかる要因には、当行の戦略及び経営能力、当行の財務状態（資本、資金調達及び流動性に関するものを含む。）、当行の主要市場における競争及び経済の状況、当行が事業を営む業界への政治的支援の水準、並びに当行の法的構造、事業活動及び債権者の権利に影響を及ぼす法律上及び規制上の枠組みのそれぞれに対する信用格付機関の評価が含まれる。信用格付機関は特定の業界又は政治的若しくは経済的地域に属する発行者に適用する格付方法を修正する可能性もある。発行者の信用格付に影響を及ぼす要因が悪化（適用する格付方法の変更による場合を含む。）したと信用格付機関が判断する場合、信用格付機関は発行者及び／又は発行者の証券に付与された格付を引き下げ、保留し、又は撤回する可能性がある。将来、信用格付機関による格付方法の修正及び当行の格付に対するアクションが発生する可能性がある。

当行が1つ又は複数の格付を維持しないと決定した場合、或いは信用格付機関が当行の信用格付を撤回し、保留し、又は引き下げた場合、或いはかかる撤回、保留又は引き下げが見込まれる場合（或いは信用格付機関が引き下げ、保留又は撤回を意図して当行の信用格付を「クレジット・ウォッチ」に指定した場合）、かかる事由は、上記の要因の結果として発生したかその他により発生したかにかかわらず（また、かかる事由に先立って本社債が格付を付与されていたか否かにかかわらず）、本社債の流動性又は時価に悪影響を及ぼし得る。

さらに、EU CRA 規制により、本社債の格付を付与する格付機関の状況に変化が生じた場合又は格付がEU CRA 規制に基づく登録信用格付機関によって承認されない場合には、欧州の規制対象投資家は、規制上の目的において当該格付を利用することができなくなる可能性がある。同様に英国 CRA 規制により、本社債の格付を付与する格付機関の状況に変化が生じた場合又は格付が英国 CRA 規制に基づく登録信用格付機関によって承認されない場合には、英国の規制対象投資家は、規制上の目的において当該格付を利用することができなくなる可能性がある。いずれの場合も、かかる変更により、本社債の規制上の取扱いが変化する可能性がある。その結果、場合によっては欧州の規制対象投資家又は英国の規制対象投資家が本社債を売却する可能性があり、ひいては本社債の価値及び流通市場に影響が及ぶ可能性がある。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 **【有価証券報告書及びその添付書類】**

事業年度 2024年度（自令和6年1月1日 至令和6年12月31日）
令和7年6月27日 EDINETにより関東財務局長に提出

2 **【半期報告書】**

事業年度 2025年度（自令和7年1月1日 至令和7年6月30日）
令和7年9月29日 EDINETにより関東財務局長に提出

3 **【臨時報告書】**

該当なし。

4 **【外国会社報告書及びその補足書類】**

該当なし。

5 **【外国会社半期報告書及びその補足書類】**

該当なし。

6 **【外国会社臨時報告書】**

該当なし。

7 **【訂正報告書】**

該当なし。

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当なし。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 パークレイズ・バンク・ピーエルシー
代表者の役職氏名 最高財務責任者
アウノイ・バナジー

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は、本邦において発行登録書の提出日（令和7年7月30日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上であります。

（参考）

（令和3年2月3日（受渡期日）の売出し）

パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2024年2月2日満期 期限前償還条項（トリガーステップダウン）ノックイン条項 ボーナスクーポン条項付 2指数（日経平均株価・S&P500指数）連動 円建社債券面総額又は振替社債の総額 100億円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1 事業内容の概要

概要

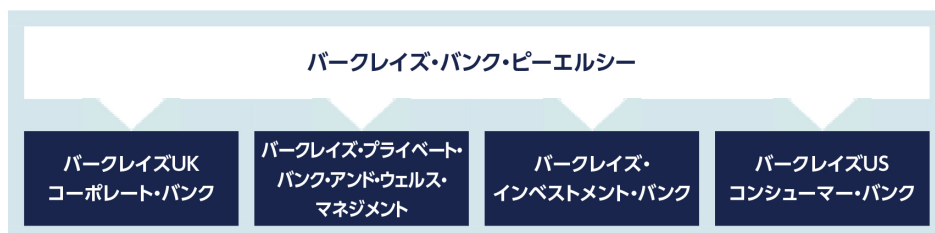
バークレイズ・バンク・ピーエルシー（以下「BBPLC」または「当行」という。）は、バークレイズ・ピーエルシーの完全子会社である。「バークレイズ・バンク・グループ」とは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーとその子会社を表す。「バークレイズ」とは、バークレイズ・ピーエルシー（以下「BPLC」という。）または文脈に応じてバークレイズ・グループのいずれかを指す。「バークレイズ・グループ」とは、BPLC とその子会社を表す。

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、バークレイズ・グループ内の非リングフェンス銀行である。バークレイズ・バンク・グループには、バークレイズ UK コーポレート・バンク、バークレイズ・プライベート・バンク・アンド・ウェルス・マネジメント、バークレイズ・インベストメント・バンクおよびバークレイズ US コンシューマー・バンクの各事業部門が含まれる。バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、コンシューマー・バンキングとホールセール・バンキングにまたがる幅広い商品やサービスを顧客およびクライアントに提供しており、そのサポートをバークレイズ・エグゼキューション・サービスズ・リミテッド（BX）が行っている。バークレイズ・エグゼキューション・サービスズ・リミテッドは、バークレイズ・グループ全体のサービス会社であり、バークレイズ・グループ全体の事業に対してテクノロジー、オペレーションおよび機能的サービスを提供している。

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、世界中の顧客およびクライアントにサービスを提供することに注力しており、その多様な事業ポートフォリオは、バランス、レジリエンスや活気ある機会を提供する。バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、全世界の市場で確固たる地位を築いており、持続的なリターンのために、人材およびテクノロジーへの投資を続けている。

当行の構造

2023 年のバークレイズ・バンク・グループの業績は、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク、コンシューマー・カード・アンド・ペイメントズおよび本社の各報告セグメントで構成されていた。2024 年 2 月、バークレイズは、事業構造の変更を発表した。当行は、本社ならびにバークレイズ UK コーポレート・バンク、バークレイズ・プライベート・バンク・アンド・ウェルス・マネジメント、バークレイズ・インベストメント・バンクおよびバークレイズ US コンシューマー・バンクの 4 つの事業部門を通じて、より高度な説明責任と透明性を実現し、顧客およびクライアントへのサービス提供方法に相乗効果を発揮できる、よりシンプルな方法で組織化および運営を行っている。



UK コーポレート・バンク

UK コーポレート・バンク（UKCB）は、年間売上高が 6.5 百万ポンドを超えるクライアントから FTSE350 構成企業までを対象に、コーポレート・レンディングおよびトランザクション・バンキングの幅広いサービスを提供している。

- ・ コーポレート・レンディング：英国全土のクライアントに対し、特定の業界セクターに合わせてカスタマイズされた融資ソリューションを備えた、様々なタームローン、リボルビングおよび当座借越の融資枠を提供している。
- ・ トランザクション・バンキング：現金管理、取引および運転資本ソリューション、リスク管理ソリューション、ならびに海外決済サービスを提供している。

プライベート・バンク・アンド・ウェルス・マネジメント

プライベート・バンク・アンド・ウェルス・マネジメント（PBWM）は、PBWM UK および PBWM インターナショナルから構成されている。

- ・ プライベート・バンク UK は、3 百万ポンド以上の投資可能資産を持つクライアントにフルサービスを提供している。
- ・ プライベート・バンク・インターナショナルは、ヨーロッパ、中東およびアジアの富裕層クライアントを中心に、5 百万ポンド以上の投資可能資産を持つ海外¹のクライアントにフルサービスを提供している。
- ・ UK アフルメントは、250 千ポンドから 3 百万ポンドの投資可能資産を持つ英国のクライアント向けである。
- ・ UK デジタル・インベスティングは、英国の自己管理型投資家向けであり、わずか 1 ポンドから投資が可能である。

脚注

- 1 インドにおいては、プライベート・バンクは、資産額が 3 百万ポンド以上のクライアントを対象にサービスを提供している。

インベストメント・バンク

インベストメント・バンク（IB）は、資金運用会社、金融機関、政府機関、超国家組織および法人顧客に対し、アドバイザー業務、資金調達およびリスク管理サービスを提供している。

- ・ バークレイズのグローバル・マーケット部門は、機関投資家、ソブリンおよび企業に対し、様々な資産クラス（株式、クレジット、金利、FX および証券化商品）にわたる幅広い取引実行サービス、アイデアおよびリスク管理ソリューションを提供している。リサーチ・チームは、機関投資家に対し、データに基づく分析、実用的な洞察、ならびに世界中のセクター、市場および経済にわたるアナリストへのアクセスを提供している。
- ・ バークレイズのインベストメント・バンキング部門は、世界中の会社、政府機関および金融機関と提携し、専門的なアドバイス、革新的なソリューションおよび資本へのアクセスを提供している。この部門には、世界最大規模の企業にホールセール貸付および業界に関する深い知識と現地の専門家によって下支えされている洗練された財務ソリューションを提供する、インターナショナル・コーポレート・バンクが含まれている。

US コンシューマー・バンク

US コンシューマー・バンク (USCB) は、米国における大手の提携型クレジットカード発行会社および金融サービス・パートナーである。

- ・ USCB は、20 百万人の顧客を擁し、航空、旅行、小売およびアフィニティの分野にわたり 20 を超えるアメリカの大手ブランドと提携している。
- ・ 当行は、提携型クレジットカード、中小企業向けクレジットカード、分割払いローン、POS ファイナンス、オンライン普通預金口座および預金証書を提供している。

本社

本社は、バークレイズ・バンク・グループ全体にわたり集中的なサービスを提供している。本社には、2023 年度の投資家向け最新情報²の一環として発表された本業以外の取引も含まれる。

脚注

- 2 2024 年 2 月 20 日に発表され、よりシンプル、より良い、よりバランスのとれた組織になるための戦略の一環であるバークレイズの事業セグメントの再編成に関連して開催されたイベントである。新しいセグメントであるバークレイズ UK、UKCB、PBWM、IB、USCB および本社が紹介された。

2 主要な経営指標等の推移

最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

パークレイズ・バンク・グループ					
	2024年 (百万ポンド)	2023年 (百万ポンド)	2022年 (百万ポンド)	2021年 (百万ポンド)	2020年 (百万ポンド)
主要損益計算書データ^(注)					
利息収入純額	6,745	6,653	5,398	3,073	3,160
手数料収入純額	6,271	5,461	5,426	6,587	5,659
収益合計	19,037	18,268	18,194	15,408	15,778
減損前利益	6,364	5,801	5,800	5,141	6,452
税引後利益	3,748	3,561	4,382	4,588	2,451
以下に帰属するもの：親会社の株主	2,956	2,753	3,650	3,957	1,774
当期包括利益合計	2,508	3,593	1,811	2,903	2,294
主要貸借対照表データ					
株主資本合計	59,220	60,504	58,953	56,317	53,710
資産合計	1,218,524	1,185,166	1,203,537	1,061,778	1,059,731
主要キャッシュフロー計算書データ					
営業活動からのキャッシュ純額	1,991	16,367	24,984	17,497	42,275
投資活動からのキャッシュ純額	(9,234)	(18,787)	(8,611)	(1,653)	(8,192)
財務活動からのキャッシュ純額	1,931	(4,009)	7,386	1,122	(1,941)
現金および現金同等物 期末残高	200,695	208,412	219,854	185,860	173,125
従業員数（フルタイム相当数）	23,000	23,900	21,900	20,200	20,900

(続き)

パークレイズ・バンク・ピーエルシー					
	2024年 (百万ポンド)	2023年 (百万ポンド)	2022年 (百万ポンド)	2021年 (百万ポンド)	2020年 (百万ポンド)
主要損益計算書データ^(注)					
利息収入純額					
手数料収入純額					
収益合計					
減損前利益					
税引後利益					
以下に帰属するもの：親会社の株主					
当期包括利益合計					
主要貸借対照表データ					
株主資本合計	52,900	53,228	52,467	52,692	51,143
資産合計	1,188,017	1,193,738	1,147,912	1,064,671	1,081,552
主要キャッシュフロー計算書データ					
営業活動からのキャッシュ純額	(1,735)	8,674	20,897	9,578	32,556
投資活動からのキャッシュ純額	(2,850)	(16,947)	(10,001)	(1,890)	(9,379)
財務活動からのキャッシュ純額	1,523	(4,569)	6,922	793	(142)
現金および現金同等物 期末残高	163,821	168,263	185,043	159,059	153,491
従業員数（フルタイム相当数）					

(注) 2006年会社法第408条で認められている通り、パークレイズ・バンク・ピーエルシー単体の損益計算書および包括利益計算書は開示していない。